

令和5年7月29日

経済産業省事件最高裁判決（最高裁令和5年7月11日）について（速報）

経営法曹会議 年間重要判例検討委員会  
委員長 和田一郎

当会議としての本判決についての研究・討議は、年間重要判例検討委員会等においてこれから随時行っていく予定ですが、それを前提に、速報として、判決内容の客観的な概要及び関連する事情を、下記の所見（文責 経営法曹会議 事務局長 峰隆之）のとおり、紹介いたします。

#### 記

令和5年7月11日、最高裁第三小法廷から、経済産業省で就業中であり、性同一性障害である旨の医師の診断を受けている方（以下、本稿では「原告」といいます）が、庁舎内で使用可能な女性用トイレについて一部制限を受けていた件に関する判決が言い渡されました。

この判決は多くの報道で取り上げられ、それらを目にされた方も多いと思いますが、一部報道で触れられていない点があるように思われました。そこで、報道を補う趣旨で、同判決の内容を簡潔にお伝えします。なお、経済産業省庁舎内の施設管理の問題であったことから、「経済産業省」事件と呼称されていますが、今回の判決判断の対象は人事院の下した判定であること、今崎幸彦裁判長が、補足意見において、「本判決は、トイレを含め、不特定又は多数の人々の使用が想定されている公共施設の在り方について触れるものではない。」と述べており、あくまでも、特定の就業場所内に設けられ、使用する方が本来限定されている女性用トイレの使用についての裁判例であることを冒頭に申し上げます。

1 この事案は、幼少の頃から自身の性別（男性）に強い違和感を抱いていた原告に関するものであり、平成21年7月、勤務先の上司に対し、自分の性同一性障害について伝え、対応を求めたことがひとつの発端となります。原告は、自分の希望する性に適合する手術を受ける希望を有しており、その手術の適応を判断するために必要な条件として、医師から、職場において女性の服装での勤務や女性トイレの使用など、一定期間女性として過ごして経過を見ることが必要であるとのアドバイスを受けていました。

上記の要望を受けた職場側は、医師の見解や、学会が公表していた性適合手術実施にむけたガイドライン等を踏まえつつ、本人の希望を叶える方向で、本人も交えた協議を重ねました。その結果、本人の同意を得て、平成22年7月、本人も参加の上、

職場の同僚数十名に対する説明会を行い、職場における一定の理解を受けることができたと判断されました。そして、原告は、説明会の翌週から女性の服装等で勤務を開始し、女性用トイレの利用も許可されましたが、自身の職場のあるフロアと、その上下階の女性用トイレは使用せず、それ以外の女性用トイレを使用するという条件が付されていました。

その後3年余りが経過した平成25年12月、原告は、人事院に対し、国家公務員法86条の規定に基づき、職場の女性用トイレを自由に使用させること（すなわち女性用トイレの利用に関する上記の条件の撤廃）を含め、原則として女性職員と同等の処遇を行なうことなどを内容とする行政措置の要求を行いました。しかし、人事院は、経済産業省の付した制限は、職場の管理を行う経済産業省当局が保有する裁量権の範囲内にあるものと判断し、平成27年5月29日付けで、この要求はいずれも認められない旨の判定（本件判定）を行いました。

2 今回の判決は、原告の要求を認めなかった上記平成27年の人事院の判定について、「遅くとも本件判定時においては、上告人（筆者注・原告）が本件庁舎内の女性トイレを自由に使用することについて、トラブルが生ずることは想定し難く、特段の配慮をすべき他の職員の存在が確認されてもいなかったのであり、上告人（筆者注・原告）に対し、本件処遇による上記のような不利益（筆者注・女性用トイレ使用についての利用階制限）を甘受させるだけの具体的な事情は見当たらなかったというべきである。」と指摘の上で、これらの事情を踏まえることなく原告の要求を認めなかった人事院の判定は、（人事院に認められた）裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものであるとして違法となるというべきである。」と判断したものです（行政措置要求判定取消請求事件に対する判断）。

3 一方、原告は、経済産業省が平成22年7月から行っていた女性用トイレの利用制限についても違法であったと主張する国家賠償請求の訴えも併せて行なっていました。

一審（東京地裁令和元年12月12日判決・労判1223号52頁）は、この措置につき違法と判断しましたが、逆に、控訴審（東京高裁令和3年5月27日判決・労判1254号5頁）は、違法ではなかったと判断し、最高裁がこの点につきどのように判断するかが注目されていましたが、最高裁が原告による上告受理申し立てを受理しなかったため、控訴審判決が確定しています。

すなわち、報道では余り触れられていませんが、平成22年7月時点で経済産業省がとった方針が違法だったとする原告側の主張は、これを斥ける控訴審判決が確定しています。

4 総括

本件は、あくまでも、医師により性同一性障害の診断を受け、同障害に対する治療を継続してきた職員について、最高裁が、女性用トイレの使用が開始されてから約3年間経過し、その間女性用トイレの使用をめぐって何らのトラブルがなかったことなどの、本件に固有の事情に着目して、そのような事情を汲まず、国家公務員の処遇について調整する立場にある人事院がその判定を誤ったと判断された事例であり、同様の事例については参考となるものではありませんが、事情の異なる事例についてただちに当てはまるものではありません。